

国民健康保険（国保）には、会社の健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方、生活保護を受けている方を除くすべての方が加入します。国保は北海道と白老町が保険者となり運営しています。

病気やケガなどで医療費を負担しなければならぬときに、お互いが助け合うために所得や国保加入者数に応じた保険税を出し合い、医療費の負担を軽くする制度です。

●国保に加入するとき、やめるとき

届出は14日以内に行う必要があります。

	こんなとき	届出に必要なもの
国保に加入するとき	転入したとき	マイナンバーカード
	会社等の健康保険をやめたとき	社会保険資格喪失証明書、マイナンバーカード
	子どもが生まれたとき	母子手帳、マイナンバーカード
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーカード
国保を止めるとき	転出したとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	会社等の健康保険に加入したとき	被保険者証、職場の健康保険証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	生活保護を受け始めたとき	被保険者証、印鑑、マイナンバーカード、世帯主の通帳又はキャッシュカード
	死亡したとき	被保険者証、相続人の印鑑、マイナンバーカード、相続人の通帳又はキャッシュカード
その他	住所・氏名が変わったとき	被保険者証、マイナンバーカード
	世帯を一緒にするとき又は分けるとき	被保険者証、マイナンバーカード
	保険証をなくしたとき	マイナンバーカード
	修学で町外に転出するとき	被保険者証、在学証明書または学生証

※ マイナンバーカードの提示ができない場合、それに代わる身分証明書及び個人番号が確認できるものがが必要です。

※ 国保への加入の届出が遅れた場合でも、加入資格を得た時点まで遡って加入するため、国民健康保険税も遡って納めていただきますが、その間の医療費は全額自己負担となる可能性があります。

※ 会社等の保険に加入した場合の切り替えの手続きが遅れると、それまでの国民健康保険税をいったん納めていただくこととなります。届出があった時点で税金を再計算して還付することとなります。

●療養の給付

病気やケガで診療を受けるとき、国保の保険証などを医療機関等へ提示すれば医療費の2割～3割（一部負担金）を支払うだけで診療が受けられます。

- ・ 義務教育就学前：2割負担
 - ・ 義務教育修学後から満70歳未満：3割負担
 - ・ 満70歳以上満75歳未満：2割負担
- ※現役並み所得者は3割負担



●国民健康保険税（国保税）

その年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を国保税として各世帯に割り当てます。

●国保税の決め方

次の3つの計算方法により、一世帯当たりの国保税を決定します。

◆ 国保税税率（令和6年度） 単位：円

区分	医療	後期支援	介護 (40~64歳)
①所得割	8.70%	2.10%	1.70%
②均等割 (1人)	21,000	4,500	4,400
③平等割 (1世帯)	27,000	9,000	6,800
限度額	650,000	240,000	170,000

※ 所得金額から差し引く額
： 基礎控除額43万円

※ 計算方法：医療分（①+②+③）と後期高齢者支援金分（①+②+③）と介護分（①+②+③）の合計額

※ 所得の低い方は、世帯の所得に応じて国保税（均等割・平等割）の軽減措置が受けられる場合があります。

※ 後期高齢者医療制度に移る75歳以上の方と世帯を同一にする74歳以下の国保被保険者となる方などは、負担が急に増えないよう各種の軽減措置が受けられます。

※ 倒産や解雇などの事業主の都合で離職をした方が国保に加入した場合、国保税の軽減が受けられる場合があります。

●国保税の納め方

国保税を納めるのは世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、国保税を納付する義務は世帯主にあります。白老町から送付される納付書または口座振替で納付していただきます。

●国保税を滞納すると…

国保税の未払いが長期間続くと保険の給付が受けられなくなったり、医療費を全額自己負担しなければならなくなったりします。

- ① 督促状などの送付
保険証の有効期間が短くなります。
（「短期被保険者証」の交付）
↓
- ② 1年以上滞納すると
「被保険者資格証明書」が交付されます。
医療費の支払いがいったん全額自己負担となります。
↓
- ③ 1年6か月以上滞納すると
保険給付が一時差し止められます。
差し止められた保険給付額が滞納した国保税に充てられる場合もあります。